

● 序章 計画の位置づけ、目的等

1. 住宅・建築物の耐震化の必要性

▶ 平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では古い建築基準で建てられた建物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着工されたもの）の倒壊等により、多くの方が亡くなりました。

▶ 近年では平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発するなど、日本ではいつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるといえます。

▶ 加えて、本県における活断層である奈良盆地東縁断層帯・中央構造線断層帯による地震の今後 30 年間の発生確率は 0～5% であり、発生確率の「高いグループ」に属していることから、これらが発生した場合には多数の死傷者の発生や甚大な建物被害が起こることを認識し、地震から人的・経済的被害の軽減を図るため住宅・建築物の耐震化を進めることが必要です。

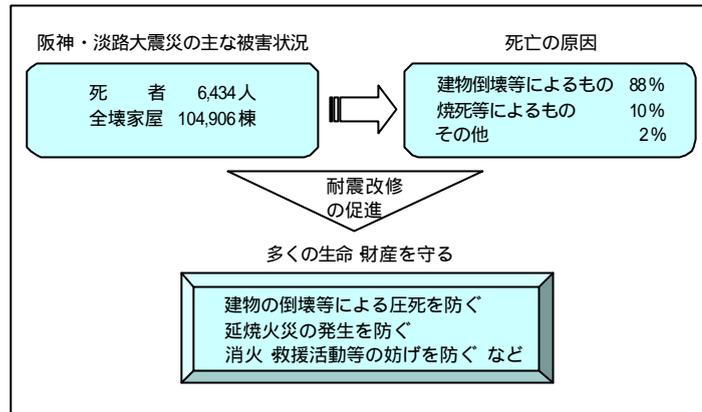


図 1 住宅・建築物の耐震化の必要性

2. 計画の位置づけ

▶ 平成 17 年 9 月、中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標に、国は住宅及び特定建築物（学校、病院、百貨店、事務所など）の現状の耐震化率 75% を平成 27 年までに少なくとも 90% にすべきという目標を掲げました。この目標達成のため、「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導の強化」、「支援措置の拡充」を柱として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が改正され、都道府県は国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）に基づき耐震改修促進計画の策定が義務づけられるとともに、市町村においても耐震改修促進計画の策定に努めることとなりました。

▶ 本計画は、このような背景を踏まえ、県が策定している「やまと 21 世紀ビジョン」、「奈良県地域防災計画震災対策計画編」、「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を上位計画とし、住宅については「奈良県住生活基本計画」との連携を図り、耐震改修促進法に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため策定するものです。

3. 計画の目的と計画期間

▶ 本計画は、本県において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

▶ 本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 カ年の計画とします。

4．耐震化の促進を図る建築物

- ▶ 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和 56 年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物を昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、特定建築物、及び公共建築物を対象とします。